

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	胆江河川漁業協同組合					
	住 所	奥州市水沢宮下町24番地					
2 漁業権の免 許番号	内共第29号（胆沢川）、内共第30号（広瀬川）、内共第31号（人首川）、内共第32号（衣川）						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り（リール 竿を除く。）	胆沢川及び衣川本 支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川、 人首川及び衣川本 支流の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	胆沢川及び衣川本 支流の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	餌釣り（置き針を 除く。） 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川及 び人首川本支流の 免許区域	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川、 人首川及び衣川本 支流の免許区域	〃		
		こい	〃	広瀬川、人首川及 び衣川本支流の免 許区域	〃		
		かじか	〃	胆沢川本支流の免 許区域	6月1日から9月30日まで		
		もくずがに	手（餌）釣り	広瀬川及び人首川 本支流の免許区域	7月1日から12月31日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		奥州市胆沢若柳地内県営胆沢第2発電所えん堤 上流端の上流愛宕橋から同えん堤下流端の下流 100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで		
		奥州市胆沢若柳地内茂井羅頭首工えん堤上流端 の上流40メートルの地点から同えん堤下流端の下 流60メートルの地点までの間の区域					
奥州市胆沢若柳地内胆沢ダム堤体から堤体下流端 の下流1,000メートルまでの間の区域							
(3) 漁具漁法の 制限							
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下			
	いわな			〃			
	うなぎ			30センチメートル以下			
	うぐい			10センチメートル以下			
	こい			15センチメートル以下			
	かじか			5センチメートル以下			
	もくずがに			5センチメートル以下（甲幅）			
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ及びいわな特設釣場並びにやまめ及びいわなつ かみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納 付しなければならない。						
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り（リール	1,200円	8,400円	組合事務所及 び指定販売所

				竿を除く。)			
			やまめ さくら ます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	餌釣り (置き針を 除く) 擬餌釣り			
			もくずがに	手 (餌) 釣り			
	雑魚		やまめ さくら ます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り	800円	6,000円	
			うなぎ	餌釣り (置き針を 除く) 擬餌釣り			
			もくずがに	手 (餌) 釣り			
	<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り (リール 竿を除く。)	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
			やまめ さくら ます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	餌釣り (置き針を 除く) 擬餌釣り			
		雑魚	やまめ さくら ます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	
			うなぎ	餌釣り (置き針を 除く) 擬餌釣り			
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。						
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。						